

解説



証券取引等監視委員会事務局
開示検査課 課長補佐

やぎはら えいじ
八木原 栄二

「開示検査事例集」の公表について

証券取引等監視委員会（以下「監視委」という。）は、平成29年10月3日に「開示検査事例集」を公表した。

本稿では、公表した「開示検査事例集」の目的、内容、活用方法等について紹介する。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめお断りする。

1 開示検査事例集の目的・活用方法等について

有価証券報告書の虚偽記載等の開示規制違反は、投資家に不測の損害をもたらす。

監視委では、こうした開示規制違反を早期に発見するとともに、再発防止や未然防止のため、金融商品取引法に基づいて、有価証券報告書をはじめとする各種開示書類の提出者等に対して開示検査を実施している。そして、開示検査の結果、当該開示書類についての重要な虚偽記載等、重大な開示規制違反が判明したときには、当該開示書類の提出者等に対する課徴金納付命令の勧告を金融庁に行ったり^①、当該開示書類の提出会社に自主的な訂正報告書の提出を促したりしている。

監視委は、平成20年以降、開示検査

により課徴金納付命令勧告を行った事例の内容等をまとめた「金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～」を作成・公表し、上場企業、会計監査人、投資家等の方々に対し広く啓蒙・周知を行ってきている。

こうした中、平成29年版の事例集については、これまで以上に開示規制違反等の再発防止・未然防止につながるものとするはもちろん、市場関係者にとっても利用しやすいものとなるよう、従来の事例集の構成や内容等について見直しを行った。具体的には、掲載する事例については、課徴金納付命令勧告を行った事例に限定することなく、課徴金納付命令勧告は行わなかったものの、開示規制違反の原因等を追究し会社とともに是正に向けた対応を共有した事例、会社に対して訂正報告書等の自発的な提出を促した事例など、可能な限り幅広く対象とすることとした。これにともない、事例集の名称も、一目で開示検査の事例集であることが判別できるよう、シンプルに「開示検査事例集」と変更した。

また、事例の掲載にあたっては、平成28年7月から平成29年6月までに検査が終了した最新の事例を冒頭にまとめて掲載し、開示規制違反の内容や原因等



を紹介することで、利用しやすいものとした。

そのほか、事例ごとに、その事例の特色、概要、背景・原因等を簡潔にまとめた「事例のポイント」を設け、事例の大枠がつかめるようにしている。

2 市場関係者へのメッセージ

監視委では、この開示検査事例集が、多くの市場関係者をつなぐ貴重なツールとなり、活発なコミュニケーションや対話が行われることを期待している。また、そうした活発なコミュニケーションや対話を行うことが、開示規制違反の再発防止・未然防止につながるものと確信している。

こうした観点から、開示検査事例集では、上場企業、会計監査人、投資家等の市場関係者に向け、メッセージを発信している。市場関係者に対するそれぞれのメッセージの内容は次のとおりである。

(1) 上場企業へのメッセージ

開示検査によって開示規制違反等が認められた多くの事案の背景には、その会社の取締役会、監査役会が本来の役割を果たしていないというガバナンスの機能不全が認められた。

このため、取締役の皆様には、自社のガバナンス体制が形式だけでなく実質を伴ったものとなっているか、適正な情報開示を行うための体制が実効的に機能しているかなどについて、改めて点検していただくようお願いしている。

また、監査役、監査委員の皆様には、独立した立場から取締役の業務執行等を監査・監督するという本来の役割を果たしていただくようお願いしている。

その上で、開示規制違反等の企業不祥事を防止するためには、監査役会・監査等委員会、監査委員会と会社経営陣幹部、業務執行部門、会計監査人等の

積極的かつ密接なコミュニケーションが不可欠であることをご理解いただくことを強くお願いしている。

(2) 会計監査人へのメッセージ

会計監査人である公認会計士、監査法人の皆様には、会計監査が日本経済の持続的な成長につながるこの前提となる極めて重要なインフラであることを再確認していただいた上で、適切な会計監査の実施と品質の確保に努めていただくことをお願いしている。

開示規制違反等を早期に発見し、その再発防止や未然防止のためには、不正会計の実例やその発見に至る端緒、必要な対応等についてご理解を深めるとともに、監査対象企業と十分かつ活発なコミュニケーションが重要であることを認識していただくことをお願いしている。

(3) 投資家等へのメッセージ

上場企業によるディスクロージャー規制違反は、当該企業に投資を行っている投資家の皆様へ甚大な損害をもたらすことはいままでもない。

投資家、とりわけ機関投資家の皆様には、本書を通じて、企業による情報開示の適正性や、公認会計士、監査法人による会計監査の品質などに関心を寄せていただき、投資先企業と建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)を行っていただくことをお願いしている。そして、この対話の中で、投資先企業に対し、ガバナンスの機能強化、コンプライアンス経営の徹底等を求めていることが、投資先企業のみならず、市場全体における適正な情報開示に関する規律の向上につながるものと確信している。

3 最近の開示規制事例の特色・傾向

開示検査事例集では、平成28年度に終了した開示検査事例における開示規

制違反の形態及びその原因等について整理し、まとめている。

(1) 開示規制違反の形態

開示規制違反のほとんどは、不適正な会計処理による有価証券報告書等の虚偽記載であった(ほかには、無届募集事例が1件)。架空売上を計上した事例、売上の前倒し計上など、売上をめぐる不適正な会計処理が目立った。

【売上高に関する不適正な会計処理】

➤ 売上の架空計上

① パイオ関連開発権の譲渡について、譲渡先の取締役会の承認が得られず契約が成立していないにもかかわらず成立したかのように装ったほか、回収困難となった商品売上代金を回収したかのように装うなどして、架空売上を計上したケース(開示検査事例集における「事例1」である。以下、同様。)

② サーバー等の販売において、複数の会社を利用した循環取引を行うことにより、架空売上を計上したケース(「事例2」)

③ 実体のない自社開発案件に関する原価を計上することにより、ソフトウェア仮勘定を架空計上したケース(「事例7」)

④ 売買契約の合意解除に伴う受取補償金は、本来、営業外収益に計上すべきであったにもかかわらず、コンサルティング手数料収入として、売上計上したケース(「事例5」)

➤ 売上の前倒し計上

⑤ 代金全額を受領した時点では商品を引き渡していないため、売上ではなく、前受金(負債)として計上すべきであったにもかかわらず、売上として前倒し計上したケース(「事例4」)

⑥ 工事進行基準を適用する案件に

ついて、意図的に枝番を付して複数のフェーズ(工程)に分割することにより、売上等を前倒し計上したケース(「事例7」)

【売上原価に関する不適正な会計処理】

▶ 売上原価の過少計上

⑦ 売上値引きであるにもかかわらず、売上値引額と同額の商品が返品されたように装い、売上原価を過少計上したケース(「事例6」)

⑧ 費用計上すべきであった増産対応費用を計上しなかったケース(「事例8」)

【営業外費用に関する不適正な会計処理】

▶ 貸倒引当金の過少計上

⑨ 短期貸付金等の回収が困難となる可能性が高いことを把握していたにもかかわらず、その貸付先がグループ企業であるということで貸倒引当金の計上を適正に行わなかったケース(「事例3」)

【資産に関する不適正な会計処理】

▶ たな卸資産の過大計上

⑩ 費用処理すべき不良たな卸資産及び架空のたな卸資産を資産として計上したケース(「事例8」)

【負債に関する不適正な会計処理】

▶ 預り金の不計上

⑪ 共同事業の相手先から受け入れた追加出資金を当該事業以外に流用したことから、本来、預り金(負債)として計上すべきであったにもかかわらず、少数株主持分(純資産)として計上したケース(「事例5」)

(2) 開示規制違反の背景・原因

開示規制違反が認められた会社では、経営者等からの売上目標達成へのプレッシャーや上場廃止基準への抵触回避といったものから、会計処理を検討する体制面の不備などさまざまな原因が把握さ

れているが、これらの会社に共通している背景として、経営陣のコンプライアンス意識の欠如及び会社のガバナンスの機能不全がみられた。

【原因】

▶ 業績が不振に陥る中、「継続企業の前提に関する注記」の付記や上場廃止基準への抵触を避けるために業績の維持・向上に対する強いインセンティブが働いたこと(⇒(1)の①)。

▶ 過去に開示規制違反に係る課徴金納付命令を受けているにもかかわらず、内部管理体制は全く改善されていないという状況の中で、対外的な信用力を維持するため、公表した売上目標の達成を過度に重視したこと(⇒(1)の②)。

▶ 赤字が継続する中、社内のモチベーションを高めるため、単月黒字を達成しようとする等の強いインセンティブが働いたこと(⇒(1)の⑤)。

▶ 担当課の管理職が社内における評価を重視するあまり、厳しくなった担当課の業績の「黒字」化に過度に固執したこと(⇒(1)の⑦)。

▶ 競争の激化の中、トップダウンによる売上目標の達成が困難になっていたにもかかわらず、担当部門の管理職が目標の達成を過度に重視したこと(⇒(1)の③⑥)。

▶ 代表取締役社長からの目標達成についてのプレッシャーにより、担当執行役員が不適正な会計処理を指示していたこと(⇒(1)の⑧⑩)。

▶ 担当者が、債権の回収が困難な状況になったことを認識しながら、貸出先がグループ企業であることを理由に貸倒引当金の計上についての検討を行わなかったこと(⇒(1)の⑨)。

▶ 契約関係や取引の経済的実態に即した会計処理を検討する体制が不十分であったこと(⇒(1)の④⑪)。

4 個別事例の概要について

開示検査事例集では、平成28年度に終了した10件の事例を掲載しているが、ここでは、そのうち1件の事例について紹介する。その他の事例については、開示検査事例集(監視委ウェブサイト(本稿末尾にURLを記載))をご覧ください。

○ 架空売上の計上(事例2)

本件は、過去に開示規制違反により課徴金納付命令を受け、証券取引所から特設注意市場銘柄に指定された当社が、当該指定の解除後に代表取締役社長に復帰した元社長の主導の下、公表した業績予想を達成するため、循環取引等の手法を用い、架空売上に計上したものである。

当社は、次の①及び②の不適正な処理を行った。

①元社長が売掛金の回収を偽装する循環取引を考案し、D社に循環取引について協力依頼するとともに、当社の従業員に必要な書類の作成等を指示して循環取引の外観を整えた上で、A社から購入したサーバー等をD社に対して販売したとして売上を計上し、これらの取引で発生したA社に対する買掛金及びD社に対する売掛金を当社→A社→B社→C社→D社→当社という資金循環によってそれぞれ決済した(次頁の図1の実線矢印①~⑤)。

②元社長は、E社に協力を依頼するとともに、当社の従業員に、必要な書類の作成等を指示して取引の外観を整えた上で、資産計上していたサーバー等をE社に販売したとして売上を計上した。この売上に係るE社に対する売掛金は、a.ソフトウェアをA社から購入したように装うことによって捻出した資金(次頁の図2

の実線矢印①～③)、b.当社がF社に対してソフトウェア開発を発注したように装うことによって捻出された資金(図2の実線矢印④・⑤)をC社からE社を経て当社に還流させることにより(図2の太実線矢印⑥・⑦)、回収を偽装した。

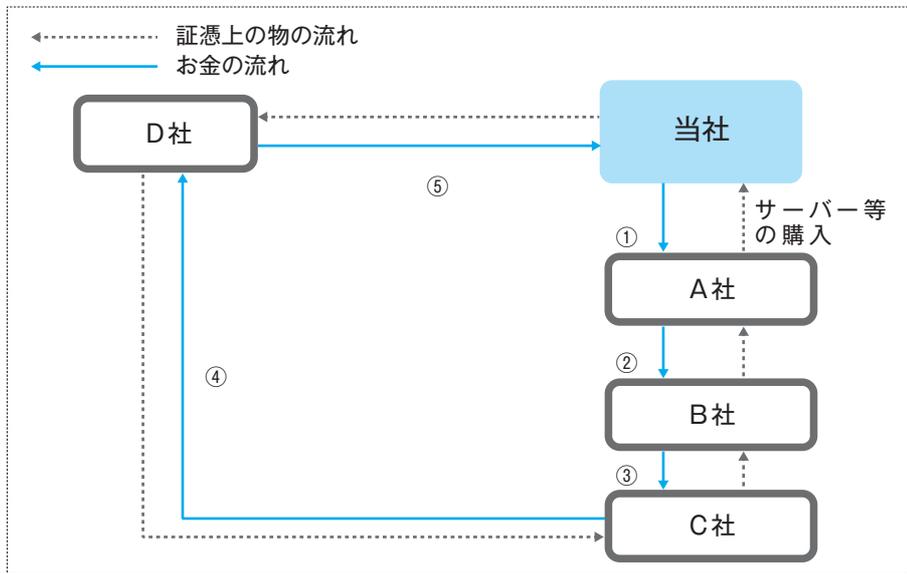
なお、本事例の不正の背景・原因は、前回検査以降も当社の内部管理体制が全く改善されず、業績予想の達成を過度に重視する企業姿勢が変わりがなかった

ことや、前回検査において課徴金納付命令の対象となった不適正な会計処理を主導した元社長が、改善意識を持たないまま大株主である取締役として会社を支配し続け、コンプライアンス意識が著しく欠如したまま代表取締役に戻ったことにある。また、当社の取締役のうち元社長以外は全て非常勤であり、かつ、前述のとおり、元社長は大株主である取締役として実質的に当社を支配していたため、

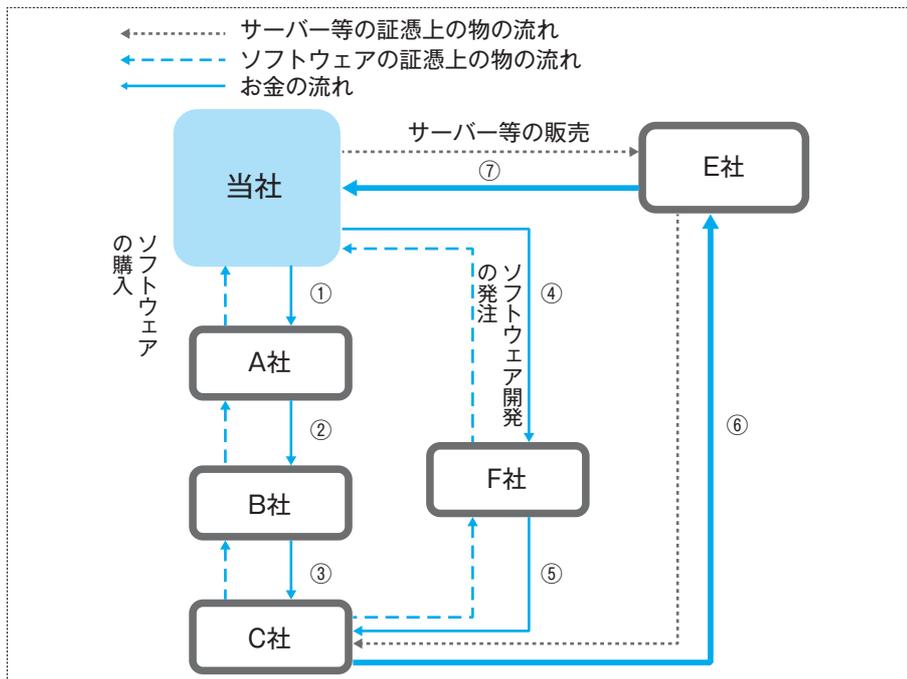
取締役会のチェック機能や監査役の監査も機能していなかった。

これらの問題の是正に向けた当社の対応として、筆頭株主である元社長を経営から排除した上、取締役及び監査役についても、元社長と関わりのない者へと一新し、所有と経営の分離を図ることとした。また、全社員に対して、コンプライアンスに関する研修を実施することとし、幹部社員に対しては、より徹底したコンプライアンス意識を持たせるために、外部講師による研修会に参加させることとした。

(図1)



(図2)



5 最近の開示検査の取組みについて

開示検査事例集では、開示規制違反の早期発見・早期是正及び開示規制違反の再発防止・未然防止を確実に推し進めるための監視委の取組みについても紹介している。具体的な取組みは次のとおりである。

(1) 内外環境を踏まえた情報力の強化(フォワード・ルッキングな市場監視)

近年、日本を代表するグローバル企業による開示規制違反や海外子会社の管理体制の不備などに起因した事例を踏まえつつ、昨今の経済環境・政治情勢の変化等に伴う潜在的な開示規制違反リスクに対応するため、開示規制違反を未然に防止する観点から、フォワード・ルッキングなマクロ的視点に立った大規模上場会社に対する継続的な監視を行っている。具体的には、市場インパクト(仮に、問題が発覚した場合の市場への影響)や不正発生リスク(不祥事が発生するリスク等)に着目した継続的監視や国内外の経済環境等の変化(英国のEU単一市場離脱、米国新政権発足等)に伴う開示規制違反の潜在的リスクに着目したテーマに基づく情報収集・分析を行って

いる。

(2) 迅速かつ効率的な検査・調査の実施(多面的・複線的監視)

開示規制違反の再発防止・未然防止を図るため、多様な対応による機動的な検査・ヒアリングを行っている。具体的には、ガバナンスや内部統制の機能不全等が認められた会社や開示規制違反につながるおそれのある事象等が発生している会社などに対して、継続的な監視を行い、必要があれば、検査・ヒアリングを行うこととしている。これにより、会社の自主的な有価証券報告書等の訂正や会社自身による「適正な情報開示を行うための体制」(以下「適正な情報開示体制」という。)の整備等を期待している。

また、開示規制違反を幅広くとらえた効果的な開示検査を実施することとしている。例えば、会社のリスク情報等が記載されている有価証券報告書等の非財務情報については、重要な投資情報でもあることから、記載内容の矛盾等について積極的に調査・検査を行っていくこととしている。特定関与行為(虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出を容易にすべき行為又はその提出を唆す行為をいう。)についても、開示検査の過程で、特定関与行為の疑いのある者について積極的に検査を行っていくこととしている。

こうした検査を積極的に実施し、その結果を市場関係者等に広く周知することにより、開示規制違反の抑止につながるものと考えている。

(3) 深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取組み(実質・全体の重視)

開示検査において、開示規制違反が認められた会社については、再発防止に向けた会社自身による適正な情報開示体制の整備を促進する観点から、当該会社の代表者等と当該開示規制違反の原因等について議論し、問題意識の共有を図ることとしている。こうした取組みを継続していくことにより、開示規制違反の再発防止・未然防止につながるものと確信している。

6 おわりに

上場企業が適正な情報開示を行うためには、経営者自身がコンプライアンス意識を高く持ち、自社のガバナンス体制を、形式ではなく実質を伴ったものとし、実効的な内部統制が確保されていることが不可欠である。会計監査人である公認会計士・監査法人におかれては、上場企業の適正な情報開示の確保に向け、職業的専門家としての懐疑心を発揮して企業

の財務状況・経営成績の的確な把握と適正な開示を確保することはもちろんのこと、監査対象企業と積極的かつ密接なコミュニケーションを図っていただくことを切にお願いしたい。本事例集がその一助となることを期待している。

※ 開示検査事例集

<http://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20171003.htm>

(注) 監視委は、平成17年4月に課徴金制度が適用されてから99件の課徴金納付命令勧告を行っている(平成29年3月末時点)。

***必須研修科目「監査の品質及び不正リスク対応(不正事例研究)」研修教材**

※ 「開示検査事例集」(証券取引等監視委員会事務局 平成29年10月)(<http://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20171003/01.pdf>)を併読した場合に単位が付与されます。

教材コード J 0 3 0 4 3 0
 研修コード 3 1 9 2
 履修単位 1 単位

